

令和5年度藤枝市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)

藤枝市長 宛

受付印

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認する場合は☑を入れてください。※全てにチェックが入らないと支給できません。

- 藤枝市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)の支給要件(※)に該当します。
※ 本加算給付の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
藤枝市物価高騰対策給付金(7万円)を受給済みである。
- 既に藤枝市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)の支給を受けた児童ではありません。
(他区市町村において同様の要件で支給された子育て世帯への給付金(こども加算一人5万円)を含む)
- 給付金(藤枝市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、藤枝市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱い、返却しないことに同意します。
- 藤枝市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、藤枝市が指定した日までに、藤枝市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(藤枝市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算))が支給されないことに同意します。
- 物価高騰対策給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

※この給付金は、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(7万円)の支給を受ける世帯のうち、子育て世帯への加算です。

1. 申請・請求者(世帯主)

申請・請求者	(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	フジエダ タロウ 藤枝 太郎	大正・昭和・平成・令和 6年11月21日	藤枝市岡出山1-11-1 電話 054(643)5205
現住所と 令和5年1月1日時 点の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	住所(現住所と異なる場合のみ)	

- こども加算は、「基準日(令和5年12月1日)時点で扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童」が対象です。ただし、「基準日の翌日以降に出生した児童」及び「別世帯だが扶養している児童」も対象となります。
- こども加算のみを申請する場合は、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(7万円)を既に受給している必要があります。

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

※以下のいずれかの1つのチェック欄(☑)にレを入れてください。

- ① 藤枝市物価高騰対策給付金(7万円)支給口座への振込を希望します。
- ② 下記の口座への振込を希望します。

※5年以上入出金のない口座を記入しないで下さい。※下欄に記入し、振込先金融機関口座の確認書類を添付してください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 ()			支店名	本・支店 本・支所 出張所				
	金融機関コード				支店コード				
分類	1 普通 2 当座	口座番号 ※右詰め							
口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください									
ゆうちょ銀行	通帳記号	6桁目がある場合は※欄			通帳番号 ※右詰め				
ゆうちょ銀行を選ぶ場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1	()	※						
	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください								

◀ 裏面も必ずご確認ください ▶

3. 給付金対象児童

	(フリガナ) 氏名	申請者 との続柄	生年月日	同居 別居の別	住所 (別居の場合のみ)
1	フジエタ タイヨウ 藤枝 太陽	子	西暦・平・令 17年 11月 21日	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居	静岡市葵区追手町5番1号
2	フジエタ ユウコ 藤枝 優子	子	西暦・平・令 23年 6月 7日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3	フジエタ ヒカル 藤枝 輝	子	西暦・平・令 6年 1月 23日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

- 対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
ア 令和5年12月1日時点で上記「1. 申請・請求者(世帯主)」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
イ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
ウ 別世帯だが扶養している児童

4. 申請額・請求額

対象児童数 (「3. 給付金対象児童」に 記載の人数)	3 人	× 50,000円 =	申請額・請求額	150,000 円
-----------------------------------	-----	-------------	---------	-----------

- 申請額・請求額は対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合:3人 × 50,000円 = 150,000円

提出書類

- 令和5年度藤枝市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入下さい。
 - 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意下さい。
『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(振込口座を変更する場合)
 - ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。
- 【令和5年12月2日以降に誕生した新生児の場合は④が必要です】
- 『3. 給付金対象児童に記載されている児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』
※申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写しをご用意ください。 ※発行日から3か月以内のもの
- 【児童と別世帯の場合は⑤と⑥が必要です】
- 令和5年12月1日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合
別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー) ※発行日から3か月以内のもの
 - 令和5年12月1日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合
別居している児童と申請・請求者の関係がわかる戸籍謄本の写し(コピー) ※発行日から3か月以内のもの

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)
※本給付金は全額差押の禁止及び非課税となります。また、生活保護に係る収入認定の対象とはなりません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 6 年 〇 月 〇 日

申請者氏名 藤枝 太郎